

第1章 研究課題と調査地の位置づけ

第1節 研究課題

水田農業においては、大規模個別経営が農地の受け手となることに加えて、集落営農組織⁽¹⁾が地域農業の担い手となる動きが中山間地域や兼業進化地域で拡大していた。2007年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）を契機として、全国で地域差を伴いつつ数多くの集落営農組織が設立・再編された⁽²⁾。高齢化が一層進展して高齢農家のリタイアが見通される中で、各地域の農業構造、とりわけ水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化を明らかにすることが求められている。

このため農業センサス結果等の統計データを用いて近年における農業構造の変化に関する統計分析を行い、また主要水田作地域での集落営農組織の展開状況や組織と大規模個別経営との関係性について現地調査を行い、近年の農業構造変化の特徴とその地域性を明らかにするとともに、今後の課題を整理したところである⁽³⁾。

統計分析から明らかになった近年の農業構造変化の主な特徴は以下の3点である。第1は、これまで農地の主要な出し手であった土地持ち非農家に加えて、その数が増加した自給的農家からの農地の貸付が急増する一方で、高齢化の進行等により農地の受け手が少ない都府県においては耕作放棄も同時に発生している。第2は、大規模個別経営が一定程度存在する県や集落営農の組織化が進んでいる県においては、これらへの農地集積が進み、水田農業における農地の受け手層の形成状況に大きな地域差が確認でき、それは第I-1-1表の表側に示すように「組織対応型」、「個別農家対応型」、「組織・個別農家分担型」と類型化できる⁽⁴⁾。また個別農家対応型では、耕作放棄も進んでいる。第3は、集落営農による組織化の近年の変化に着目すると、同表の表頭に示すように、集積面積率が高止まっている集落営農の先進地域（「先発型組織化地域」）に対し、それを急速に高めた「後発型組織化急進地域」と全国平均を上回る「後発型組織化進行地域」がある。

以上のように農地の受け手という視点から見て、農業の担い手と地域農業の構造は地域的多様性をもっている。しかし地域農業の担い手を検討するにあたっては、そうした農地の受け手の視点からのみでは十分ではない。農業の担い手は、技術・経営革新と生産力（土地生産性・労働生産性）発展の担い手という「生産力担当層」として把握する視点に加えて、農業生産の太宗をどの層が担っているのかという意味での「農業生産の担い手」の視点、さらには農地の維持保全の担い手を「地域資源管理の担い手」として把握する視点が必要である⁽⁵⁾。そうした生産力担当層、農業生産の担い手、地域資源管理の担い手を農業構造の地域性に規定されたものとして把握し、そのあり方を地域的多様性をもって示すことが必要である。

そうした視点を踏まえて本研究では、農業の担い手と農業構造の現状を把握するとともに、高齢化と兼業深化の結果として今後さらに進行が見込まれる農業からのリタイア（離農）と農地の流動化の見通しを把握し、それに対応した農地の受け手を中心とする農業の担い手のあり方を明らかにすることを課題とする。この課題にかかわって重要と考える点を敷衍しておきたい。

第 I-1-1表 農地の受け手層の形成タイプ別にみた地域性

		組織の農地集積動向		2005年以降の集落営農組織の展開状況による地域タイプ				
				組織の農地集積水準	先発型組織化地域	後発型組織化地域		その他
						組織化急進地域	組織化進行地域	
大規模個別農家の田借地寄与率		高	高	中	低			
農家以外の事業体の田借地寄与率		小	大	中～小	中～小			
2005年までの主な田借地主体による地域タイプ	組織対応型	高	低	富山 福井 岐阜 広島 島根				
	組織・個別農家分担型	中	中	滋賀	岩手 宮城 長野	石川 兵庫 鳥取 山口	愛知 京都 新潟	
	個別農家対応型	低	高		秋田 山形 香川 福岡 佐賀 熊本	三重 大分	青森 福島 栃木 茨城 群馬 埼玉 千葉 静岡 岡山 高知 宮崎 鹿児島	
	その他	低	低				山梨 和歌山 奈良 徳島 愛知 長崎	

資料：農林水産政策研究所「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～」2011年 (<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/kouzou/pdf/110517.pdf>)

注1) 北海道および集落営農組織のない東京都、神奈川県を除く。

2) 組織の農地集積水準(農地集積水準)は2010年の集落営農組織の集積面積を農業センサスの農業経営体の面積で除したものと、農地集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差による。

3) 田借地寄与率は1990年から2005年の間に増加した田借地面積(総量)に対する各主体の田借地面積の割合。

第1に、農業の担い手にかかわって、個別経営や集落営農組織等の担い手の立地についてである。大規模個別経営が集落内に存在する場合には、彼らが農地の受け手となるケースが多いと考えられるが、他方でそうした個別経営が存在しない集落では集落営農組織を設立して農地の受け皿としている場合がある。しかしそうした組織も個別の受け手も存在しない集落では、集落外の担い手による入り作が行われ、それが調整を経て、あるいは無秩序に進行するし、そうでなければ農地の受け手がいなく耕作放棄が進展する場合も考えられる。そうした担い手の空間的な配置状況が、個別経営間の競合、個別経営と集落営農組織との競合・棲み分けという農地利用の調整問題を集落内さらには集落間で生じさせ

る。それらの把握のためには、複数集落を含む一定地域内における農地の受け手の存在状況と農地利用の展開について検討することが必要である。

さらに第2に、集落営農組織の内実と農業の担い手としての位置づけについてである。水田経営所得安定対策を契機に多数の組織が設立されたこともあり、それらは様々なタイプを包含している⁶⁾。営農の実態からみると、組織経営体の実体を有する組織とそうした実体のない組織がある。組織経営体としての実体がある組織についても、協業経営体（農家以外の農業事業体）の実体をもつ任意組織や法人組織があるとともに、作業受託組織（農業サービス事業体）が主要な内容である組織も多くある。そうした組織の一方で、共同経理（経理の一元化）を行いつつも米を中心に営農は個別に行われているいわゆる「枝番管理」組織もある。また、協業経営体の実体がある組織においても、組織の目的を農地の維持・保全とするものが多く、生産性上昇等による所得増加を目的とする組織はまだ少ない。また機械作業の担い手からみると、オペレータが多数いる「ぐるみ型」組織がある一方で、それが少数者によって担われる「オペレータ型」組織もある。農地集積の観点からは、法人等では組織として農地集積するタイプがある一方で、任意組織の場合には特定の構成員へ農地を集積するタイプもある。こうした集落営農組織の農業の担い手としての位置づけは、各組織の内容の差異に応じて検討する必要がある。

第3に、水管理や畦畔管理を行う地域資源管理の担い手についてである。任意組織の集落営農組織においては、機械作業は少数のオペレータに集積する場合でも、肥培管理・水管理や畦畔管理の作業は個々の構成員が担っている組織が多い。個別経営の借地における管理作業は借り手が行うことが一般的ではあるが、法人の集落営農組織や大規模個別経営では、大規模な借地における管理作業は膨大となり、その作業を誰が担うかが重要な課題となり、これを地権者に委託する事例がある。資源管理の担い手が誰であるかは、地域における兼業の進展度合い、圃場条件等に応じて多様性があるが、そうした資源管理の担い手を検討することが必要である。

第4に、今後さらに進行が見込まれる農業リタイア（離農）と今後の展望に関してである。地域的多様性を持った農業の担い手が、今後一層進行する高齢化や兼業深化に伴う離農の増加にどう対応するのかの検討が重要である。そのためには、離農の進行と農地流動化の可能性を具体的に把握することが必要である。そこでおよそ10年後の時点を目途に、農家の農業リタイアの状況を実態調査にもとづきつつ推計を試み、それを踏まえて、農業の担い手がどう展望されるか、また農地利用問題がどう展開するかを検討する必要がある。

第2節 研究方法

水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化を地域的多様性をもって把握するためには、実態分析が必要である。その分析にあたっては、次のような2つの特徴的な研究方法をとっている。

1つは、農業の担い手の立地の分析に関してである。先述のように、その分析に当たっては一定地域内における農地の受け手の存在状況と農地利用の展開について検討する必要がある。そうした一定地域の範囲は、地域農業が展開する場に合わせて検討されるべきであるが、その「範囲」をどう設定するかである。

一般に地域農業の分析を行う場合には、市町村（平成合併によって形成された新市等の範囲はあまりにも広いので、せめて平成合併前の市町村）が地域農業の場として設定され、一方では統計等を用いて市町村の農業構造を分析し、他方では典型的な農業の担い手の実態分析を行うことが多い。しかしこれでは地域農業の担い手といたつとも、点的な存在の担い手を分析するにすぎなく、地域（ここでは市町村）全体の農業の動向との乖離が大きい。これに対して、特定の集落を地域農業の場として設定し、集落悉皆調査等によって、当該集落における農業の担い手や農業構造の実態分析を行うこともある。この場合、集落を面的に把握することによって、その集落における農業構造をリアルに分析することが可能となる。しかし、地域農業の展開は集落を範囲とする「場」で把握するだけでは不十分である。

個別大規模経営にしても集落営農組織にしても一定の集落を基礎にして展開しているのはよく知るところである。しかし他方で、個別大規模経営は農地貸借や作業受委託等の動きは集落の範囲を越えていることが多いのが事実であり、また集落営農組織も複数集落にまたがって組織化されたり、集落を越えた営農を行っていることも多くある。営農の適正規模を考慮すると、稲作の場合現行の移植栽培を前提とした機械体型では15～20haが適正規模で、これは集落の範囲とほぼ等しいのであるが、麦・大豆作の適正規模は数十haであって複数集落を作業範囲とした方が経営合理的である⁽⁷⁾。また、地域によっては集落単位では適正規模も農業の担い手の確保も難しい状況が出てきており、集落を基礎におきつつも農村の地域範囲を重層性をもったものとして見るべきことが指摘されている⁽⁸⁾。したがって集落を越える場で地域農業の展開を検討することが必要である。

そうした集落を越えた領域としては、農業センサスの区分でいうところの旧市区町村がある。これは1950年代に行われた昭和の町村合併以前にあった「旧村」（明治行政村）にほぼ該当する⁽⁹⁾。その範囲は小学校区や農協の（かつての）支店の範囲とも重なり、集落を越えた農家の経済・生活の基礎的な場となっているといえる⁽¹⁰⁾。そこで本研究では、地域農業の担い手を検討する場として、集落を越えた領域である旧村を研究対象地域として設定することとした。これにより地域農業の担い手の存在態様と農業構造の動向を面的な広がりをもってリアルに把握することができると思う。

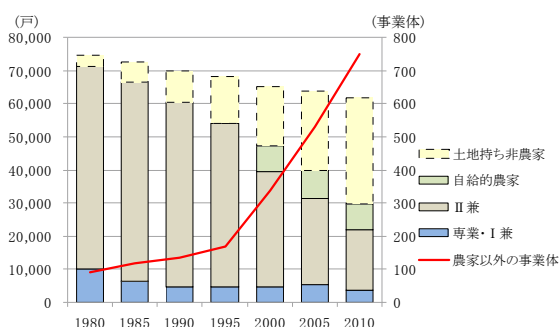
研究方法に関する2つは、構造変化に関してである。そうした現状分析を踏まえて、およそ10年後の時点を目途に、農家の農業リタイアの状況を実態調査にもとづきつつ推計を試み、それを踏まえて、将来の農業の担い手がどう展望されるか、また農地利用問題がどう展開するかを検討する。そのために集落の代表者に、集落内の各農家の営農の現状に加えて、各高齢農家がおおよそ10年後に農業継続するか、あるいは農業リタイアするかの見通しをヒアリング調査するという方法を採用した⁽¹¹⁾。

なお、集落営農組織の構成員と農地の表記の仕方について付言したい。集落営農組織の内実が協業経営体である場合、農業経営の主宰は集落営農組織がとっているのであるから、構成員は農業経営者ではなく、その農地は構成員の「経営耕地」ではないことになる。しかし構成員は、共同で機械作業や一般作業に従事し、前述のように自家の農地について肥培管理、水管理、畦畔管理を自己の責任で行っていて、構成員と自家の農地の関係は非常に強い。したがって本報告では、構成員の農地については「耕作地」と表記することとする。また構成員については、単なる地主や労働者ではなく、農業者であることから、耕作地が10a以上ある場合には「農家」と表記することとする。

第3節 研究対象

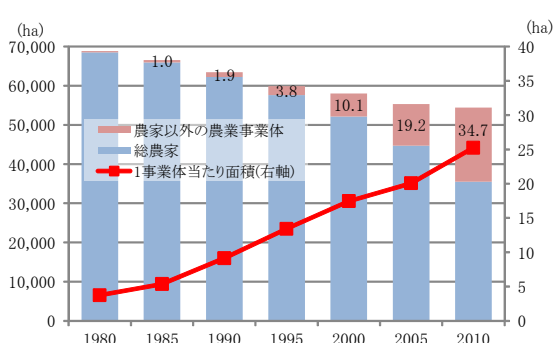
研究対象とする地域は、農業構造の地域性に対応して選定する。近年の構造変化の特徴である集落営農組織の展開に着目して、前掲第I-1-1表の類型から、組織化の先進地域である「組織対応型」地域と「個別農家対応型」であったが「組織化急進」となった地域とを対比することとし、前者からは富山県、後者からは佐賀県を選定した。2010年農林業センサス結果において、都道府県中、経営耕地面積に占める農家以外の農業事業体のシェアが最も高いのが佐賀県（45.0%）であり、第2位が富山県（34.7%）である。

ここで、両県農業の特徴について簡単に整理しておきたい。富山県は、平場・安定兼業地帯で、米・麦・大豆の2年3作の農業が行われている。第2種兼業農家が圧倒的に多く、離農により土地持ち非農家が増加する中で、1990年代後半から1戸1法人や複数戸による受託組織が法人化・大規模化した農家以外の事業体が増加した（第I-3-1図）。さらに法人を中心に集落営農組織が増加し、2000年以降、農家以外の農業事業体が増加している。その結果、経営耕地面積に占める農家以外の農業事業体のシェアは34.7%に達している（第I-3-2図）。



第I-3-1図 富山県における農家・農家以外事業体数の変化

資料：各年農業センサス。

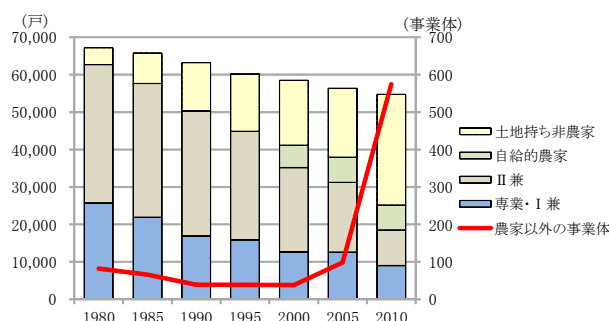


第I-3-2図 富山県における経営耕地面積の変化

資料：第I-3-1図に同じ。

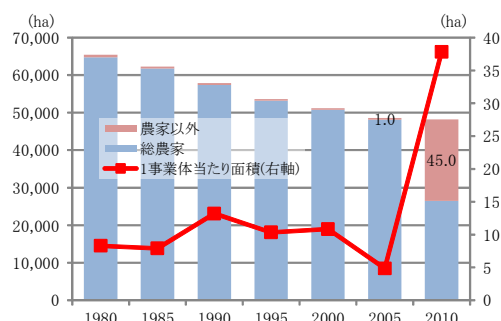
注：図中の数字は、農家以外の農業事業体のシェア。

佐賀県の平地農業地域では、米・大豆と裏作麦が生産されている。佐賀県は専業・第1種兼業農家が一定数あり、従来から集落をベースに重層的な組織化が行われてきた。集落を単位とした米と裏作麦での米麦共同利用組織や受託組織、団地化された大豆作の収穫作業を行う複数集落を範囲とする受託組織、旧村等の複数集落を範囲とする米麦共同乾燥施設の運営組織があり、これらは中大規模の個別経営が担い手となっていた。水田経営所得安定対策の導入を契機に、集落営農組織が設立され、農家以外の農業事業体が急増し、他方で第2種兼業農家を中心に農家数が激減した（第I-3-3図）。その結果、経営耕地に占める農家以外の事業体のシェアは2005年の1%から2010年には一挙に45%に激増している（第I-3-4図）。



第I-3-3図 佐賀県における農家・農家以外事業体数の変化

資料：第I-3-1図に同じ。



第I-3-4図 佐賀県における経営耕地面積の変化

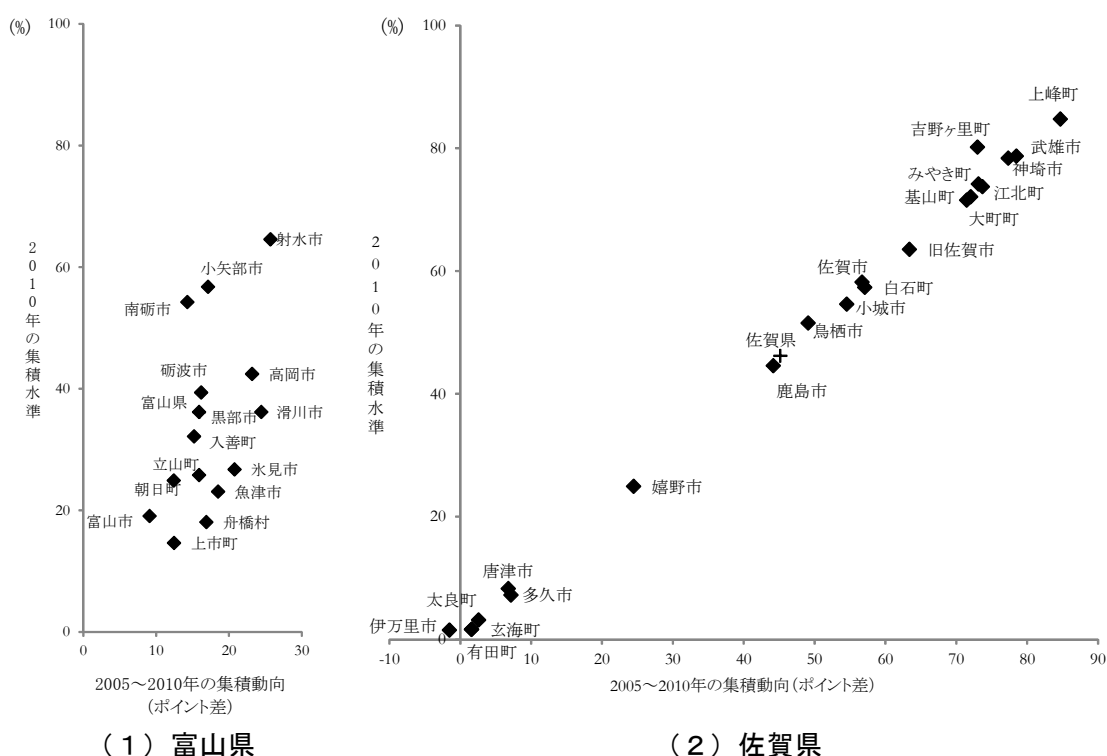
資料：第I-3-1図に同じ。注：第I-3-2図に同じ。

なお、センサスにおける農家以外の事業体数とその農地集積が、2005年から2010年にかけて急増したことについては注意を要する。2005年農業センサスまでは、任意組織の場合には協業経営体としての実体の有無で、農家以外の農業事業体か否かを判断していた。2010年センサスは、2005年センサスと定義上の変更はなかったが、しかし農家以外の事業体の捕捉に当たって農産物の販売名義を基準とするようになった。そのため、組織の名義で農産物を販売する集落営農組織は、農家以外の事業体として捕捉される。販売名義は組織であっても作業受託組織に近い組織（2005年センサスではサービス事業体として捕捉）や、営農の実態は個別の農家である、いわゆる「枝番管理組織」も農家以外の農業事業体として捕捉される傾向にある。水田経営所得安定対策を契機とする集落営農組織の急増に加えてこうした統計における捕捉方法の変更によって、2005年から2010年における農家以外の事業体の変化が大きくなっている⁽¹²⁾。

調査対象地区の旧村として、富山県は砺波市A地区、佐賀県は佐賀市B地区を選定した。県内における砺波市と佐賀市の位置づけを確認しておく。第I-3-5図は、経営耕地面積に占める農家以外の事業体の経営耕地面積の割合（集積率）の2010年の水準と2005～2010年の増減ポイントの相関で示したものである。

富山県の市町村では、この5年間の変化は10～30ポイントの開きを持ちつつ県内全体で集積率が上昇したが、5年間での増加ポイントの大きさと2010年の集積水準との間にはとくに相関は見られない。そうした中で、砺波平野に位置する市は集積率が県内でも高い位置にあり、調査対象とする砺波市は砺波平野の中ではやや集積水準が低いが、集積水準、集積動向ともに富山県平均に近い水準にある。

他方、佐賀県では、2005年～2010年の増加ポイントと2010年の集積水準との間には、一見してわかるように強い相関関係がある。すなわちこの5年間の集積率の変化が2010年の集積水準を規定しているのである。そしてその集積動向と集積水準には大きな地域差が存在し、佐賀平野の市町が右上の高い位置にあり、旧佐賀市はその中間的な集積水準にある。



第 I-3-5図 富山県・佐賀県における市町村別の農家以外の事業体の集積動向

資料：農林業センサス。

注. 農家以外の事業体の集積率＝農家以外の事業体の経営耕地面積／農業経営体の経営耕地面積×100。

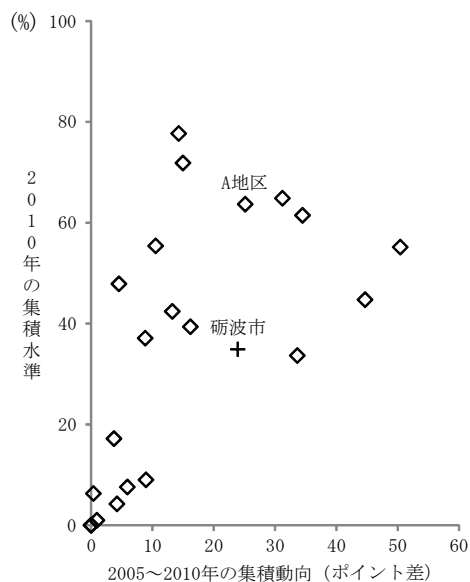
集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差。

ついで両市における各調査地区の位置を示しておく。第 I-3-6図は、経営耕地面積に占める農家以外の事業体の経営耕地面積の割合（集積率）の2010年の水準と2005～2010年の増減ポイントの相関を旧市町村単位で示したものである。

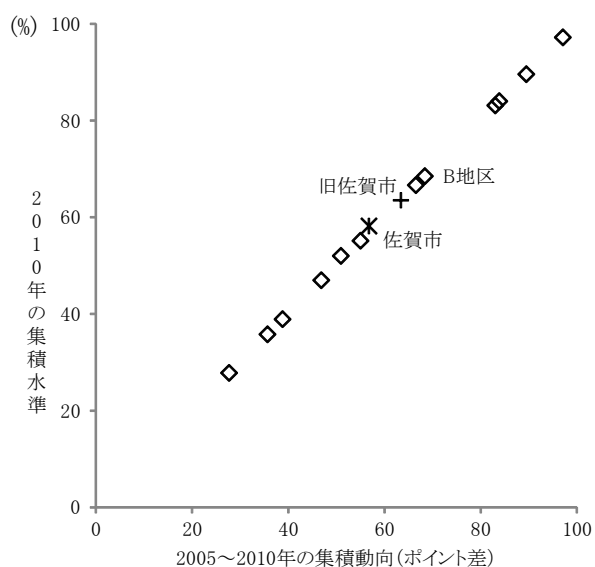
砺波市A地区は、市内にあって2010年の集積水準が高い地域であるが、2005～2010年のポイント差は砺波市と同程度である。2005年時点ですでに農家以外の事業体の集積が一定程度進んでいたものが、さらに2010年までの間に集積が進んだ地域なのである。第2章で

詳述するように、同地域では2005年時点で法人の大規模個別経営と集落営農組織が農地を集積し、さらにその後に集落営農組織の組織化が進んで農地集積が進展した地域であり、大規模法人と新旧の集落営農組織の農地集積の進展を調査するのに適切な調査地と判断する。

これに対して佐賀市B地区は、佐賀市平均よりもやや集積率が高い水準にある。2005年から2010年の間に集落営農組織による集積が一举に進展し、かなり高い農地シェアを確保しつつ、その一方で個別農家による集積もまだ3割程度ある。センサス上では明確ではないが、2005年時点でも集落営農組織が設立されていて、その後、水田経営所得安定対策を契機に新たな集落営農組織が組織化された結果、それら組織による農地集積が大きく進展している一方で、これまで地域農業を担ってきた中大規模の個別経営もいまだ一定のシェアを持っている地域であり、個別経営の農家と新旧の集落営農組織の農地集積の進展を調査するのに適切な調査地と判断する。



(1) 富山県砺波市A地区



(2) 佐賀県佐賀市B地区

第 I-3-6図 調査地における農家以外の事業体の集積動向

資料：農林業センサス。

注. 農家以外の事業体の集積率 = 農家以外の事業体の経営耕地面積 / 農業経営体の経営耕地面積 × 100。
集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差。

調査対象者は、同地域内における各集落の代表者、個別大規模経営、集落営農組織の代表者等をお願いした。対象地区（旧村）の農業構造の現状と地区内における農業の担い手の状況を把握するために、市町村、農協、普及機関等の農業関係機関において資料収集およびヒアリング調査を実施した。さらに農業の担い手の現状を把握するために、地区内の

大規模個別経営や集落営農組織等に対するヒアリング調査を実施した。加えて各集落の代表者に、集落内の各農家の営農の現状と高齢農家の10年後の農業継続の有無の見通しをヒアリング調査した。調査時期は、富山県は2011年3月2～4日、佐賀県は2月21～23日である。

最後に第2章で詳述する組織、農家の一覧を読者の便のために示しておく(第I-3-1表)。

以下、第2章の分析では富山県、佐賀県について、県および対象市町村における農業の担い手等の農業動向を把握し、対象地区の農業構造変化の将来動向と農業再編の方向をのべ、最後に第3章で両地域を比較しつつ、地域特性に対応した農業の担い手のあり方を示す⁽¹³⁾。

第I-3-1表 調査対象集落と対象対象組織・者

(1) 富山県砺波市A地区			(2) 佐賀県佐賀市B地区		
集落	集落営農組織	個別経営	大字	集落 (センサス集落)	集落営農組織
①	-	f農家	①	①	-
②			②	a組合	
③			③	c組合	
④			④		
⑤	(農)d組合	(農)e法人	B	⑤	-
⑥	-		⑥		
⑦	(農)a組合		⑦	b組合	
⑧			⑧		
⑨			(農)b組合 c組合		

資料: 政策研調査。
注: 集落の位置は第II-1-3図を参照。

資料: 第I-補-1表に同じ。
注1) 第I-補-1表の注1)に同じ。
2) 大字Bは、大字名が地区名と同一であることを示す。

補節1 農業の担い手について

農業の担い手論について整理しておきたい。

田畑は、「農業の担い手」の把握について次のように指摘している⁽¹⁴⁾。すなわち、技術・経営革新と生産力発展の担い手という「生産力担当層」として把握する視点に加えて、農業生産の太宗をどの層が担っているのかという意味での「農業生産の担い手」の視点⁽¹⁵⁾が必要であること、そして地域農業の場で農業の担い手の存在状況を分析するにはそれらの多様な農業の担い手を重層的にとらえることが必要であること、その多様な担い手の存在態様とその重層的なあり方は農業構造の地域性に規定された地域的多様性を示す必要があること、である。

水田農業では借地型大規模経営、自作型複合経営、中小規模農家による集団的生産組織が「生産力担当層」を体現してきた⁽¹⁶⁾。しかしそうした担い手層が十分に確保されない地域・集落では耕作放棄地も多く生じており、農地の出し手層が出す農地が借地とならずに

耕作放棄に向かう傾向にある。「生産力担当層」のみでは農業生産の太宗を担いきれない、さらには地域・集落の農業を支え維持しきれない実態がそこにある。そうしたことを背景に、集落営農組織が組織されてきた。それらが「農業生産の担い手」としてのみならず「生産力担当層」と位置づけられるかどうかは検討すべき課題である⁽¹⁷⁾。加えて農地の維持保全のためには「地域資源管理の担い手」の存在が重要となっている。機械作業が大規模経営や集落営農組織に集積され効率化が図られたとしても、水稻の水管理さらには水田畦畔の草刈り、さらには農道・用排水路管理等の管理作業は効率化されず、その担い手をいかに確保するかという視点が必要である。この「地域資源管理の担い手」は、「生産力担当層」や「農業生産の担い手」など、営農の担い手と重なる場合も多いが、そうした管理作業のみを担う者も多くいるのである。

なお、農業の担い手論を政策との関連で簡単に整理すれば以下のとおりである。1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」以来の「効率的かつ安定的な経営体」という意味での農業の担い手は「生産力担当層」の視点で把握されたものといえる。これに対して、集落営農組織の農業の担い手としての政策的な位置づけは、以下のとおりである。「食料・農業・農村基本計画」（2005年）では、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と記された。すなわち「経営体」には至っていないが「将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる」「経営主体」としての実体を有する組織、すなわち「経営体」への発展過程にある組織として、位置づけられた⁽¹⁸⁾。政権交代後の2010年「食料・農業・農村基本計画」では、「意欲ある多様な農業者による農業経営」として集落営農が位置づけられ、「地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する」とされた。ここでは生産性向上という「生産力担当層」としての視点に加えて、地域における農業生産活動の維持という「地域農業の担い手」としての視点が加えられている。ただし、そうした多様な農業者は、「多様な努力・取組の結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す」という文脈に位置づけられている。

補節2 集落（ムラ）の把握について

集落営農組織は集落をベースに活動しているが、実態分析を進めるうえで集落をどの範囲として把握するかは難しい問題がある。結論からいうと本資料では農業センサスの集落調査が示す範囲をとりあえず「集落」として把握している。しかしその「集落」内に、複数の「生産組合」（かつての農事組合がベースである場合が多いと推測される）があり、それが営農上では一定の地縁組織として機能し、農家はそれを集落として認識している場合があることは注意を要する。

この点について簡単に触れておきたい。本資料では農業センサスの集落調査の範囲をと

りあえず「集落（ムラ）」とするが、その妥当性を確認するとともに、集落営農組織の範囲と集落の範囲との関係について言及しておくためである。

富山県A地区では、センサス集落と自治会の範囲が一致し、自治会がセンサスでの農業集落として捕捉されている（第I-補-1表）。この集落を大字との関係で見ると、大字④には複数の集落があるが、それ以外の大字では大字と集落の範囲が一致している⁽¹⁹⁾。後者では、大字＝集落であり、これは藩政村＝集落の1村1集落型で、このタイプが北陸地方には多くある。しかし大字④には5つの集落があって、大字＝複数集落の構成となっていて、藩政＝複数集落の1村多集落型である。大字④（藩政村④）は実際の名称は地区名と同じ「大字A」であって、A地区の中心地として人口密集地区であったために、小字単位で集落が成立したものと考えられる。

第I-補-1表 富山県A地区の集落

大字	集落 (センサス集落、 自治会)	生産組合	集落営農組織
①	①	①-1	-
		①-2	
④	② ③ ④ ⑤ ⑥	②	-
		③	
		④	
		⑤	d組合
		⑥	-
⑦	⑦	⑦-α	-
		⑦-β	
		⑦-γ	
⑧	⑧	⑧-1	a組合
		⑧-2	
⑨	⑨	⑨-1	b組合
		⑨-2	
		⑨-3	c組合
		⑨-4	

資料：政策研調査。

注1)大字名は同一番号の集落名と一致する。

2)生産組合名が①-1、①-2、…とあるのは集落名に「第1」、「第2」と番号がついた名称であること、また⑦-α、⑦-βとあるのは集落名とは別の固有の名称であることを示す。

第I-補-2表 佐賀県B地区の集落

大字	集落	集落営農組織
①	①	-
②	②	a組合
	③	c組合
	④	
B	⑤	-
	⑥	
⑦	⑦	b組合
	⑧	

資料：第I-補-1表に同じ。

注1)第I-補-1表の注1)に同じ。

2)大字Bは、大字名が地区名と同一であることを示す。

他方でA地区には、営農の単位として「生産組合」が存在している。この生産組合は大字Aでは集落単位に設置され、それ以外の集落では、集落内に複数の生産組合が設置されている。集落を20～30ha規模に分割した地縁組織であり、戦前の農事組合を系譜とするものと考えられる。これが生産調整の話し合いの単位となっていて、農家はこれを営農上の「集落」と認識している。しかし生産組合は、人為的に設置された地縁組織であり、生産組合の空間的領域は集落のように明確でなく、構成員の農地が生産組合の農地と認識されており、小集落としての自立性があるわけでもない⁽²⁰⁾と判断される。集落営農組織の構成員を見ても、センサス集落が組織の範囲であることが確認できる。すなわち、⑧番集落

には「⑧第1生産組合」（⑧-1と表示）と「⑧第2生産組合」（⑧-2と表示）の2つの生産組合があり、集落営農組織のa組合は⑧第1生産組合を中心に組織されていて、そのために実際の名称は生産組合の名を冠して⑧第1営農組合なのである。しかし⑧第2生産組合の農家も参加していて、実際には⑧集落全体の組織となっている。また⑨番集落にはb組合とc組合の2つの集落営農組織がある。実際の名称はb組合が「(農) ⑨東部営農組合」、c組合が「⑨西部営農組合」であり、前者は⑨第1生産組合、後者は⑨第4生産組合をベースに設立されているが、構成員は各生産組合の範囲に厳格には区切ってはおらず、集落内の他の生産組合の農家が参加し、また将来的な統合も視野にあることから、集落の空間的領域はセンサス集落と重複していると考えられる。こうしたことから富山県A地区では、センサス集落を「集落（ムラ）」とすることに問題はなく、その集落（ムラ）の範囲（あるいはその一部）で集落営農組織が組織化されている。

佐賀県B地区でも、自治会の範囲でセンサス集落が捕捉されている（第I-補-2表）。B地区は現時点では「大字」の中に複数の集落が存在していて、1大字＝複数集落の構成になっている。しかし実は、明治期の町村制施行以前に藩政村が合併されて新たな村が設置され、それが明治行政村設立時に「大字」となったのであり、藩政村は現在の集落である⁽²¹⁾。したがって、B地区では藩政村＝集落の1村1集落型の集落構成となっている。集落営農組織はa組合では集落をベースに設立されているが、b組合とc組合は、ともに集落（ムラ）を越えて組織化されている。

（小野 智昭）

注(1) 集落営農実態調査では、集落営農について、およそ以下のように定義している。

集落営農とは、ひとつ、あるいは複数の集落を単位として、集落内のおおむね過半の農家が参加し、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化の合意の下に実施される営農のことである。（なお、同調査では、機械の共同利用組織（機械を共同所有しその利用は個々で行うもの）や栽培協定、用排水管理組織は集落営農に含めないが、作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行う組織を含めている。）

集落営農はそうした集团的営農のことであるが、その営農を担う主体である組織のことをも集落営農と称することが多い。そのためわれわれは、2007～2009年度に実施したプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」以来、両者を区分しつつ、前者を「集落営農」、後者の主体を「集落営農組織」と意識的に区別している（小野 [7]）。

(2) 集落営農組織の実態については「経営安定プロジェクト研究資料」各号で明らかにした（農林水産政策研究所 [16], [17], [18], [19], [20], [21]）。

(3) 農林水産政策研究所 [22]。

(4) 分析は、1990年（平成2年）から2005年（平成17年）の間における田の借地増加面積に対する、経営耕地5ha以上の販売農家と農家以外の農業事業者との田借地増加面積の寄与率で行っている。この場合、農家以外の農業事業者には、経営耕地（事実上の借地）がある集落営農組織に加えて、それ以外の組織も含まれていることには注意を要する。

(5) 詳しくは補節1. を参照されたい。

(6) 集落営農組織の類型については、前掲農林水産政策研究所 [19] を参照。

(7) 安藤 [2]。梅本は、移植栽培を前提とした中大型機械体系の技術構造では、規模拡大に応じ

て9～10haまでは10a当たり労働時間が減少するが、それ以上は規模が拡大しても一定であり、また限界規模は15～18ha水準である、と指摘している（梅本 [5]）。

- (8) 田代 [12]。
- (9) 1953年（昭和28年）の町村合併促進法、1956年（昭和31年）の新市町村建設促進法により、全国的に市町村合併が推進され、1953年（昭和28年）に約9千9百あった市町村は1961年（昭和36年）には3千5百へと、約3分の1に減少した。この昭和大合併時に合併される以前の旧市町村が農業センサスでは「旧市町村」として表示されている。それは明治行政村であり、「旧村」とも言われる。明治政府は1888年（明治21年）に市制・町村制を公布し、町村合併を進め、町村数は1888年（明治21年）末の7万1千から1889年（明治22年）末には1万6千と、約5分の1に減少した。この合併の標準規模は、おおむね小学校1校の区域となる約300戸から500戸とされた（浜谷 [23]）。
- (10) 田畑 [15]。なお、鈴木栄太郎は、集落を第二社会地区あるいは自然村と呼び、明治行政村（旧村）を第三社会地区と規定している（鈴木 [11]）。
- (11) 集落代表者を対象にしたヒアリングによって、集落内農家の農業の現状を把握するとともに将来の動向を推計する方法は、1990年代はじめに当時の農業総合研究所で開発したものである。本研究では、その方法を改良し、地区全体の集落で用いたものである。なお、両角他 [24]、小野 [6] が当時の成果である。
- (12) 小野他 [8] では、本調査結果をもとに、農業センサス結果と実態の変化との関係を示した。
- (13) 当研究所では、戸別所得補償制度等が地域の農業生産や農業構造に与える影響を明らかにするプロジェクト研究「農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究」（2011～2013年度（平成23～25年度））を実施し、その中で本文で掲げた課題を継続して研究実施している。
- (14) 田畑 [14]。
- (15) 田畑はさらに、地域・集落の農業を支え維持・再編するという意味での「地域農業の担い手」として把握する視点を提示している。この「地域農業の担い手」は、「個別の農家・農民であったり、生産組織等の集団であったり、あるいはその集団を担う人であったり、というように多面的で、やや曖昧な面を含むが、集落、地域の面としての農業（土地利用）の維持・再編が問題となる中で、それを担っていく支え手というような意味合いの担い手である。」としている（田畑 [13]）。生産の太宗を担う「農業生産の担い手」よりさらに零細な小規模農家層や彼らによる生産組織を想定していると考えられる。これに代えて本稿では「地域資源の担い手」という視点を導入した。田畑にあって「生産力担当層」、「農業生産の担い手」、「地域農業の担い手」の3者は、それぞれ異なる者である。これに対して「地域資源の担い手」は、「地域農業の担い手」だけでなく、「農業生産の担い手」や「生産力担当層」、さらには土地持ち非農家も含まれるところで、異なっている。
- (16) 磯辺 [3]。
- (17) 集落営農組織自体を経営体として評価しうるか否かは、論者によって評価の分かれるが、荒井は集落営農組織の規模の経済性を論じて、30ha程度以上の組織では収益性に優れていることを指摘している（荒井他 [1]）。
- (18) 前掲小野 [7]。
- (19) 明治大合併のときに、合併以前の町村名を「大字」として残した。この大字のほとんどは江戸時代の藩政村（近世村）である。集落（ムラ）はこの「大字」と同一の範囲であることもあるが、1大字内に複数の集落が存在する場合もある。地理学では、前者を理論的な対応関係として「標準型」と規定し、後者を「須恵村型」と称する（前掲浜谷 [23]。庄司 [10]）。あるいは、前者を「一村一集落型」、後者を「一村多集落型」と規定している（山村 [25]）。しかし後述するように佐賀県では、明治期に入って町村制施行以前に藩政村が合併されたために、合併村が「大字」となった地域もあるので厄介である。
- (20) 集落（ムラ）は大字でありながらも、その内の小集落がある程度の自立性を持つような空間構造をした集落は、「煙山村型」集落と呼ばれる（前掲浜谷 [23]）。
- (21) 廃藩置県以前の明治初期に、まだ存在していた佐賀藩によって藩政村の合併が強行され、置県後にも県当局

によって合併が続行されたために、明治期の町村制施行時には、複数の藩政村が新たな村となっていた(岩崎[4]、齋藤[9])。

【参考文献】

- [1] 荒井聡・今井健・小池恒夫・竹谷裕之編著『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房，2011年。
- [2] 安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」(安藤光義『集落営農の持続的な発展を目指して—集落営農立ち上げ後—』全国農業会議所，2006年)。
- [3] 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会，1985年。
- [4] 岩崎公弥「佐賀藩における明治初期藩政村合併」(地理科学学会『地理科学』32，1979年)。
- [5] 梅本雅『水田作経営の構造と管理』日本経済評論社，1997年。
- [6] 小野智昭「近畿中山間地域における農家の世代交代と担い手育成—兵庫県篠山町の事例—」(農業総合研究所『農総研季報』第20号，1993年12月)。
- [7] 小野智昭「集落営農の発展と法人化について」(農林水産政策研究所[18]所収)。
- [8] 小野智昭・吉田行郷・香月敏孝・橋詰登・杉戸克裕「水田農業における組織経営体の実態と構造変化—富山県と佐賀県の旧村を事例として—」(2012年度日本農業経済学会大会個別報告，2012年3月)。
- [9] 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織—批判への答を中心として—」(大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落—組織と機能—』清文堂出版，2009年)。
- [10] 庄司俊作「近現代村落史研究序説」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』86号，2010年2月)。
- [11] 鈴木栄太郎『農村社会学原理(上)』鈴木栄太郎著作集I，1968年。
- [12] 田代洋一「地域農業再編主体の今日」(田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房，2004年)。
- [13] 田畑保「担い手問題と「担い手特研の課題—担い手の捉え方をめぐる問題を中心に—」(農林水産省北陸農業試験場地域基盤研究部経営管理研究室『担い手の今日的性格と農業法人の課題—平成4年度「担い手」特研現地研究会報告—』1992年)。
- [14] 田畑保「農業の担い手問題把握の視点と本書の課題」(田畑保・村松功巳・両角和夫編著『日本農業の担い手問題と担い手対策』農業総合研究所，1996年，同編著『明日の農業をになうのは誰か—日本農業の担い手問題と担い手対策—』日本経済評論社，1996年として市販)。
- [15] 田畑保「日本農業の地域性」(田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房，2004年)。
- [16] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』経営安定プロジェクト研究資料第1号，2009年。
- [17] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』経営安定プロジェクト研究資料第2号，2009年。
- [18] 農林水産政策研究所『集落営農の発展と法人化—2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの記録—』経営安定プロジェクト研究資料第3号，2010年。
- [19] 農林水産政策研究所『平成20年度集落営農組織の設立等が地域農業，農地利用集積等に与える影響に関する分析 研究報告書』経営安定プロジェクト研究資料第4号，2010年。
- [20] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題(2)』経営

安定プロジェクト研究資料第5号，2010年。

- [21] 農林水産政策研究所『平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書』経営安定プロジェクト研究資料第6号，2010年。
- [22] 農林水産政策研究所「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～」2011年5月17日 (<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/kouzou/pdf/110517.pdf>)
- [23] 浜谷正人『日本農村の社会地理』古今書院，1988年。
- [24] 両角和夫・田畑保・宇野忠義・小野智昭・村松巧巳・島本富夫「代表的地域における土地利用型農業の担い手像－主要農業地域における現地実態調査結果－」（農業総合研究所『農総研季報』第13号，1992年3月）。
- [25] 山村正彦「丹波山地における村落の空間形態とその内部構造」（大阪市立大学文学部『人文研究』28-2，1976年）。